

新	旧
○長野市建設工事共通仕様書 P23、24	○長野市建設工事共通仕様書 P23、24
<b>1-1-1-40 諸法令の遵守</b>	<b>1-1-1-40 諸法令の遵守</b>
<b>1. 諸法令の遵守</b>	<b>1. 諸法令の遵守</b>
受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。	受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。
(1) 地方自治法 (令和2年3月改正 法律第8号)	(1) 地方自治法 (平成28年11月改正 法律第86号)
(2) 建設業法 (令和元年6月改正 法律第26号)	(2) 建設業法 (平成26年6月改正 法律第69号)
(3) 下請代金支払遅延等防止法 (平成21年6月改正 法律第51号)	(3) 下請代金支払遅延等防止法 (平成21年6月改正 法律第51号)
(4) 労働基準法 (令和2年3月改正 法律第13号)	(4) 労働基準法 (平成27年5月改正 法律第31号)
(5) 労働安全衛生法 (平成30年7月改正 法律第78号)	(5) 労働安全衛生法 (平成27年5月改正 法律第17号)
(6) 作業環境測定法 (令和元年6月改正 法律第37号)	(6) 作業環境測定法 (平成26年6月改正 法律第82号)
(7) じん肺法 (平成29年6月改正 法律第45号)	(7) じん肺法 (平成26年6月改正 法律第82号)
(8) 雇用保険法 (令和2年3月改正 法律第14号)	(8) 雇用保険法 (平成28年6月改正 法律第63号)
(9) 労働者災害補償保険法 (令和2年3月改正 法律第14号)	(9) 労働者災害補償保険法 (平成27年5月改正 法律第17号)
(10) 健康保険法 (令和元年5月改正 法律第9号)	(10) 健康保険法 (平成28年11月改正 法律第84号)
(11) 中小企業退職金共済法 (平成29年6月改正 法律第45号)	(11) 中小企業退職金共済法 (平成28年6月改正 法律第66号)
(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和2年3月改正 法律第14号)	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (平成28年5月改正 法律第47号)
(13) 出入国管理及び難民認定法 (令和元年12月改正 法律第63号)	(13) 出入国管理及び難民認定法 (平成28年11月改正 法律第89号)
(14) 道路法 (平成30年3月改正 法律第6号)	(14) 道路法 (平成28年3月改正 法律第19号)
(15) 道路交通法 (令和元年6月改正 法律第20号)	(15) 道路交通法 (平成27年9月改正 法律第76号)
(16) 道路運送法 (令和元年6月改正 法律第37号)	(16) 道路運送法 (平成27年6月改正 法律第69号)
(17) 道路運送車両法 (令和元年5月改正 法律第14号)	(17) 道路運送車両法 (平成28年11月改正 法律第86号)
(18) 砂防法 (平成25年11月改正 法律第76号)	(18) 砂防法 (平成25年11月改正 法律第76号)
(19) 地すべり等防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)	(19) 地すべり等防止法 (平成26年6月改正 法律第69号)
(20) 河川法 (平成29年6月改正 法律第45号)	(20) 河川法 (平成27年5月改正 法律第22号)
(21) 下水道法 (平成27年5月改正 法律第22号)	(21) 下水道法 (平成27年5月改正 法律第22号)
(22) 航空法 (令和元年6月改正 法律第38号)	(22) 航空法 (平成28年5月改正 法律第51号)
(23) 公有水面埋立法 (平成26年6月改正 法律第51号)	(23) 公有水面埋立法 (平成26年6月改正 法律第51号)
(24) 軌道法 (平成29年6月改正 法律第45号)	(24) 軌道法 (平成18年3月改正 法律第19号)
(25) 森林法 (平成30年6月改正 法律第35号)	(25) 森林法 (平成28年5月改正 法律第47号)
(26) 環境基本法 (平成30年6月改正 法律第50号)	(26) 環境基本法 (平成26年5月改正 法律第46号)
(27) 火薬類取締法 (令和元年6月改正 法律第37号)	(27) 火薬類取締法 (平成27年6月改正 法律第50号)
(28) 大気汚染防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)	(28) 大気汚染防止法 (平成27年6月改正 法律第41号)
(29) 騒音規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)	(29) 騒音規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)
(30) 水質汚濁防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)	(30) 水質汚濁防止法 (平成28年5月改正 法律第47号)
(31) 湖沼水質保全特別措置法 (平成26年6月改正 法律第72号)	(31) 湖沼水質保全特別措置法 (平成26年6月改正 法律第72号)

(32) 振動規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)  
(33) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号)  
(34) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)  
(35) 文化財保護法 (令和2年4月改正 法律第18号)  
(36) 砂利採取法 (平成27年6月改正 法律第50号)  
(37) 電気事業法 (平成30年6月改正 法律第41号)  
(38) 消防法 (平成30年5月改正 法律第33号)  
(39) 測量法 (令和元年6月改正 法律第37号)  
(40) 建築基準法 (令和元年6月改正 法律第37号)  
(41) 都市公園法 (平成29年5月改正 法律第26号)  
(42) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成26年6月改正 法律第55号)  
(43) 土壌汚染対策法 (平成29年6月改正 法律第45号)  
(44) 駐車場法 (平成29年5月改正 法律第26号)  
(45) 自然環境保全法 (平成31年4月改正 法律第20号)  
(46) 自然公園法 (令和元年6月改正 法律第37号)

(32) 振動規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)  
(33) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成27年7月改正 法律第58号)  
(34) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)  
(35) 文化財保護法 (平成26年6月改正 法律第69号)  
(36) 砂利採取法 (平成27年6月改正 法律第50号)  
(37) 電気事業法 (平成28年6月改正 法律第59号)  
(38) 消防法 (平成27年9月改正 法律第66号)  
(39) 測量法 (平成23年6月改正 法律第61号)  
(40) 建築基準法 (平成28年6月改正 法律第72号)  
(41) 都市公園法 (平成26年6月改正 法律第69号)  
(42) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成26年6月改正 法律第55号)  
(43) 土壌汚染対策法 (平成26年6月改正 法律第51号)  
(44) 駐車場法 (平成23年12月改正 法律第122号)  
(45) 自然環境保全法 (平成26年6月改正 法律第69号)  
(46) 自然公園法 (平成26年6月改正 法律第69号)

- (47) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律  
(令和元年6月改正 法律第37号)
- (48) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律  
(平成27年9月改正 法律第66号)
- (49) 河川法施行法  
(平成11年12月改正 法律第160号)
- (50) 技術士法  
(令和元年6月改正 法律第37号)
- (51) 漁業法  
(令和元年5月改正 法律第1号)
- (52) 空港法  
(令和元年6月改正 法律第37号)
- (53) 計量法  
(平成26年6月改正 法律第69号)
- (54) 厚生年金保険法  
(平成30年7月改正 法律第71号)
- (55) 最低賃金法  
(平成24年4月改正 法律第27号)
- (56) 職業安定法  
(令和元年6月改正 法律第37号)
- (57) 所得税法  
(令和2年3月改正 法律第8号)
- (58) 水産資源保護法  
(平成30年12月改正 法律第89号)
- (59) 著作権法  
(平成30年7月改正 法律第72号)
- (60) 電波法  
(令和元年6月改正 法律第23号)
- (61) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法  
(令和元年6月改正 法律第20号)
- (62) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律  
(令和2年3月改正 法律第14号)
- (63) 農薬取締法  
(平成30年6月改正 法律第53号)
- (64) 毒物及び劇物取締法  
(平成30年6月改正 法律第66号)
- (65) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律  
(平成29年5月改正 法律第41号)
- (66) 公共工事の品質確保の促進に関する法律  
(令和元年6月改正 法律第35号)
- (67) 警備業法  
(令和元年6月改正 法律第37号)
- (68) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律  
(令和元年6月改正 法律第37号)
- (69) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律  
(平成30年6月改正 法律第67号)
- (70) 電気通信事業法  
(令和元年5月改正 法律第5号)
- (71) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律  
(令和元年6月改正 法律第37号)

- (47) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律  
(平成27年9月改正 法律第66号)
- (48) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律  
(平成27年9月改正 法律第66号)
- (49) 河川法施行法  
(平成11年12月改正 法律第160号)
- (50) 技術士法  
(平成26年6月改正 法律第69号)
- (51) 漁業法  
(平成28年5月改正 法律第51号)
- (52) 空港法  
(平成25年11月改正 法律第76号)
- (53) 計量法  
(平成26年6月改正 法律第69号)
- (54) 厚生年金保険法  
(平成28年11月改正 法律第84号)
- (55) 最低賃金法  
(平成24年4月改正 法律第27号)
- (56) 職業安定法  
(平成28年5月改正 法律第47号)
- (57) 所得税法  
(平成28年11月改正 法律第89号)
- (58) 水産資源保護法  
(平成27年9月改正 法律第70号)
- (59) 著作権法  
(平成28年5月改正 法律第51号)
- (60) 電波法  
(平成27年5月改正 法律第26号)
- (61) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法  
(平成27年6月改正 法律第40号)
- (62) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律  
(平成28年3月改正 法律第17号)
- (63) 農薬取締法  
(平成26年6月改正 法律第69号)
- (64) 毒物及び劇物取締法  
(平成27年6月改正 法律第50号)
- (65) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律  
(平成27年6月法律第50号)
- (66) 公共工事の品質確保の促進に関する法律  
(平成26年6月法律第56号)
- (67) 警備業法  
(平成23年6月改正 法律第61号)
- (68) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律  
(平成28年5月改正 法律第51号)
- (69) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律  
(平成26年6月改正 法律第69号)
- (70) 電気通信事業法  
(平成27年5月改正 法律第26号)
- (71) 建設物省エネ法  
(平成27年7月公布 法律第53号)

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>○長野市建設工事共通仕様書</b></p> <p><b>○仕様書 P4</b></p> <p><b>33. 工事検査</b> 工事検査とは、検査職員が契約書第32条、第38条、第39条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。</p> <p><b>34. 検査職員</b> 検査職員とは、契約書第32条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。</p> <p><b>○仕様書 P9</b></p> <p><b>1-1-1-17 工期変更</b></p> <p><b>1. 一般事項</b> 契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条及び第44条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第24条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。</p> <p><b>2. 設計図書の変更等</b> 受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p><b>3. 工事の一時中止</b> 受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p><b>4. 工期の延長</b> 受注者は、契約書第22条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p><b>5. 工期の短縮</b> 受注者は、契約書第23条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><b>○長野市建設工事共通仕様書</b></p> <p><b>○仕様書 P4</b></p> <p><b>33. 工事検査</b> 工事検査とは、検査職員が契約書第31条、第37条、第38条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。</p> <p><b>34. 検査職員</b> 検査職員とは、契約書第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。</p> <p><b>○仕様書 P9</b></p> <p><b>1-1-1-17 工期変更</b></p> <p><b>1. 一般事項</b> 契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。</p> <p><b>2. 設計図書の変更等</b> 受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p><b>3. 工事の一時中止</b> 受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p><b>4. 工期の延長</b> 受注者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p><b>5. 工期の短縮</b> 受注者は、契約書第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p>

○仕様書 P11

**5. 遵守義務**

受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督員の立会を受け、材料検査（確認を含む）に合格した場合であっても、契約書第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。

○仕様書 P14

**1-1-1-25 工事しゅん工検査**

**1. 工事しゅん工届の提出**

受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事しゅん工届を監督員に提出しなければならない。

○仕様書 P15

**6. 修補期間**

修補の完了が確認された場合は、その指示の日から修補完了の確認の日までの期間は、契約書第32条第2項に規定する期間に含めないものとする。

**1-1-1-26 既済部分検査**

**1. 一般事項**

受注者は、契約書第38条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、または、契約書第39条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。

**2. 部分払いの請求**

受注者は、契約書第38条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。

**7. 中間前払金の請求**

受注者は、契約書第35条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

**1-1-1-27 部分使用**

**1. 一般事項**

発注者は、受注者の同意を得て部分使用できる。

**2. 監督員による検査**

受注者は、発注者が契約書第34条の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、監督員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。なお、中間検査による検査（確認）でも良い。

○仕様書 P21

**1-1-1-38 交通安全管理**

**1. 一般事項**

受注者は、工事用運搬路として公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第29条によって処置するものとする。

○仕様書 P11

**5. 遵守義務**

受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督員の立会を受け、材料検査（確認を含む）に合格した場合であっても、契約書第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。

○仕様書 P14

**1-1-1-25 工事しゅん工検査**

**1. 工事しゅん工届の提出**

受注者は、契約書第31条の規定に基づき、工事しゅん工届を監督員に提出しなければならない。

○仕様書 P15

**6. 修補期間**

修補の完了が確認された場合は、その指示の日から修補完了の確認の日までの期間は、契約書第31条第2項に規定する期間に含めないものとする。

**1-1-1-26 既済部分検査**

**1. 一般事項**

受注者は、契約書第37条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、または、契約書第38条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。

**2. 部分払いの請求**

受注者は、契約書第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。

**7. 中間前払金の請求**

受注者は、契約書第34条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

**1-1-1-27 部分使用**

**1. 一般事項**

発注者は、受注者の同意を得て部分使用できる。

**2. 監督員による検査**

受注者は、発注者が契約書第33条の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、監督員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。なお、中間検査による検査（確認）でも良い。

○仕様書 P21

**1-1-1-38 交通安全管理**

**1. 一般事項**

受注者は、工事用運搬路として公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第28条によって処置するものとする。

○仕様書 P22

1-1-1-39 施設管理

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第34条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督員と協議できる。なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。

○仕様書 P26

1-1-1-45 不可抗力による損害

1. 工事災害の報告

受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書を監督員を通じて発注者に通知しなければならない。

2. 設計図書で定めた基準

契約書第30条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。

3. その他

契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第27条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等、受注者の責によるとされるものをいう。

○仕様書 P22

1-1-1-39 施設管理

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第33条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督員と協議できる。なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。

○仕様書 P26

1-1-1-45 不可抗力による損害

1. 工事災害の報告

受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書を監督員を通じて発注者に通知しなければならない。

2. 設計図書で定めた基準

契約書第29条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。

3. その他

契約書第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等、受注者の責によるとされるものをいう。